

年金記録確認中央第三者委員会運営規則（案）

年金記録確認第三者委員会令（平成 19 年政令第 186 号）第 9 条の規定に基づき、年金記録確認中央第三者委員会運営規則を次のように定める。

平成 19 年 6 月 日

（部会）

第 1 条 年金記録確認中央第三者委員会（以下「委員会」という。）に、6 つ以内の部会を置くことができる。

（事案の分配）

第 2 条 委員長は、年金記録に係る苦情のあつせんに当たつての基本方針その他重要事項の調査審議及び年金記録に係る苦情のあつせんに関する事案の調査を求められたときは、各部会の部会長の意見を聴いて、当該事項の調査審議を特定の部会に付議することができる。

（会議の招集等）

第 3 条 委員会又は部会の会議は、委員会にあつては委員長が、部会にあつては部会長が招集する。

2 委員長又は部会長は、委員会又は部会の会議の議長となり、議事を整理する。

3 第 2 条の規定に基づき、部会に付議された事項については、委員長との協議により、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（意見書等の提出）

第 4 条 委員会又は部会は、必要があると認めるときは、年金記録に係る苦情の申出人に対し、意見書又は参考資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第 5 条 委員会又は部会の会議は、非公開とする。

（議事録の作成）

第 6 条 委員会又は部会の議事の経過は、議事録に記載するものとする。

2 議事録は非公開とする。

3 委員長又は部会長は、議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長が定める。